

# 江南市 使用料・手数料の見直し（案）

平成28年3月

# 目次

趣 旨	1
<b>第1章 基本的な考え方</b>	<b>2</b>
1 原価による料金算定方法の明確化	3
2 受益者と行政の負担割合の明確化	3
3 消費税の取り扱い	4
4 料金の単位	4
5 料金の調整	4
6 料金改正の限度を設ける措置	4
7 定期的な料金見直し	4
8 料金の改正予定時期	4
<b>第2章 使用料の見直し</b>	<b>5</b>
1 見直しの対象	5
2 算定方法	5
3 受益者と行政の負担割合（施設の性質別負担割合）	6
4 料金改正の限度を設ける措置（激変緩和措置）	8
5 減免・割増	8
<b>第3章 手数料の見直し</b>	<b>9</b>
1 見直しの対象	9
2 算定方法	9
3 料金改正の限度を設ける措置（激変緩和措置）	10

## 趣 旨

市の実施する事業は、主に市民の方からの貴重な税金を財源に行っていますが、社会情勢の変化等に伴う市民ニーズの多様化への対応や、高齢者人口の増加等による社会保障費の増大により、今後の行政運営にかかる経費は更に増加することが予測されます。

こうした中で、市が将来にわたって持続可能な財政基盤を確立するため、引き続き事業の選択と集中によって事務事業の効率化や経費削減に努めるのは当然ですが、市が保有する施設の利用や各種証明の発行などは、特定の方が利益を受けるサービスであるため、税金によって賄うのではなく、対価の適正な負担を受益者(サービス利用者)に求める必要があると考えています。

このことから、江南市第二次経営改革プラン行動計画では、特定の方が利益を受けるサービスは、利用者が応分の負担をすることによって、非利用者との公平性が確保される「受益者負担の原則」に基づき、無料で提供しているサービスの有料化も含めて、施設の使用料や各種証明発行事務等の手数料の見直しを行うこととしています。

受益者負担の原則により、施設利用など特定サービスの提供に必要な経費の負担を、利用する方と利用しない方が適正に分かち合うことは、これらのサービス水準を維持するだけでなく、全市民を対象とする事業に税金を有効活用することが可能となります。将来にわたって公共性の高い行政サービス水準を維持する観点からも、使用料・手数料を適正な料金に見直すことが重要となります。

そこで、使用料・手数料の見直しに関する基本的な考え方や算定方法等を庁内検討組織である江南市行政改革推進本部及び幹事会で協議を重ね、この「江南市 使用料・手数料の見直し(案)」を作成しました。

## 第1章 基本的な考え方

現行の使用料・手数料は、昭和56年度以降見直していないため、見直しにあたっては、現在の施設維持管理、各種証明発行事務等の原価を正確に把握する必要があると考えています。

今回の見直しでは、地方自治法に規定される使用料・手数料の性質を踏まえ、これらの現状の原価を把握し直すとともに、算定方法自体の見直しも行うこととします。

### 使用料・手数料の性質

#### 使用料

行政財産の目的外使用又は公の施設の利用の対価として徴収する料金

※道路(河川)占用料、市営住宅家賃、市民文化会館使用料、体育施設使用料等

(徴収限度・料金設定)

施設等の維持管理費(人件費・物件費)を上限とし、利用者而非利用者の公平に留意しつつ過大な負担とならないような料金を設定する。

#### 手数料

特定の者のために行う役務(サービス)の対価として徴収する料金

※住民票の写し、所得等に関する証明発行手数料等

(徴収限度・料金設定)

役務(サービス)の提供により受ける経済的利益を限度として、当該サービスの提供事務に要する経費を(人件費・物件費)基礎として設定する。

〈地方自治法の規定〉

(使用料)

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

(手数料)

第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

## 1 原価による料金算定方法の明確化

受益者に応分の負担を求めるにあたり、算定根拠を明らかにするため、料金算定に原価計算方式を用います。

原価のうち、受益者に負担を求める経費は、人件費、施設の維持管理費、各種証明発行等事務の事業費とします。

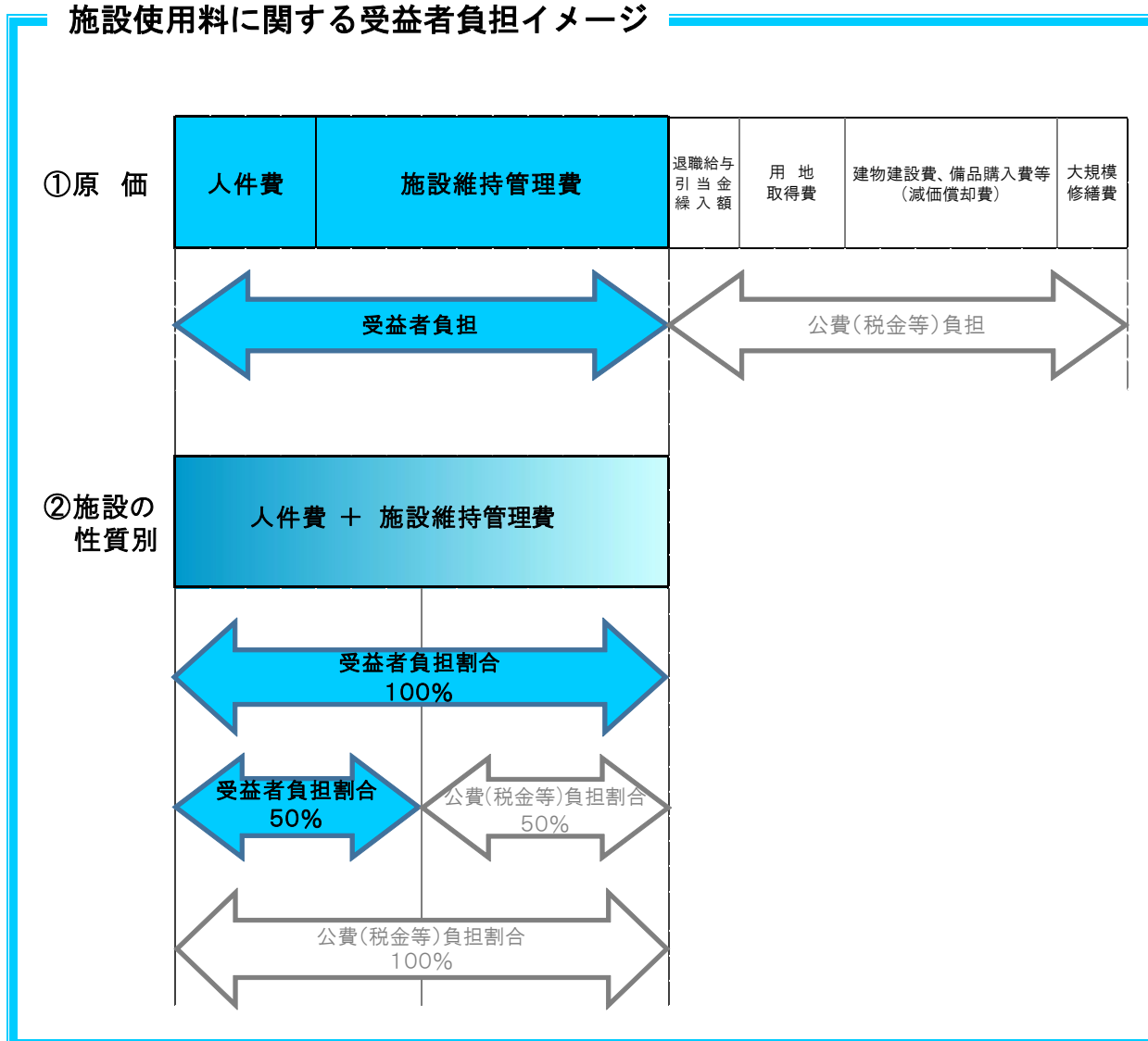
なお、用地取得費、建物建設費、備品購入費等の資産取得費の減価償却費、大規模修繕費は、公費で負担することとします。

## 2 受益者と行政の負担割合の明確化

料金の算定基礎となる原価を受益者と行政(公費：税金等)がどの程度の割合で負担するかを設定します。

使用料は、施設の性質により受益者と行政の負担割合を設定し、手数料は、特定の者のために行うサービスの対価として徴収するものであることから、受益者の負担割合を100%とします。

### 施設使用料に関する受益者負担イメージ



### **3 消費税の取り扱い**

使用料は、消費税の課税対象である資産の譲渡等（資産の譲渡、資産の貸付、役務の提供）に該当するため、消費税を転嫁します。

手数料は、消費税の非課税対象であるため、消費税を転嫁しません。

### **4 料金の単位**

使用料は10円単位、手数料は50円単位とし、単位未満の端数は切り捨てます。

### **5 料金の調整**

算定した料金は、類似（同一目的）施設や類似（同一目的）事務、近隣市町の料金との均衡も考慮して決定します。

### **6 料金改正の限度を設ける措置**

算定した料金によっては、大幅な料金改正となり、利用者に急激な負担を強いることとなるため、改正の上限倍率を設けます。

### **7 定期的な料金見直し**

今後、施設の維持管理や各種証明発行等事務に要する経費、市民ニーズの変化を踏まえるため、定期的に料金の見直しを実施することとし、改正後の利用実績の確認や利用者への配慮から、5年ごとに見直します。

なお、社会情勢が大きく変動する場合、施設の新設・更新及び特定の者のために行うサービスの新設・改正を行う場合には、定期的な料金見直しの時期によらず、この見直し(案)により新単価を設定します。

### **8 料金の改正予定時期**

平成29年4月1日

## 第2章 使用料の見直し

### 1 見直しの対象

全ての貸出施設を対象とします。ただし、以下に該当する場合は見直し対象から除外します。

#### <対象外の項目>

- ①専有貸出を行っていない部分（公共部分、市等による占有部分等）
- ②法令等に算定方法が定められるもの
- ③国・県が定めている基準に準じているもの

### 2 算定方法

原則、下記の計算式によって使用料を算定し、貸出単位が回数等によるものは、過去3年間（平成24～26年度）の利用実績に基づいて使用料を算定します。

$$\text{使用料} = \text{貸出単位あたりの原価} \times \text{受益者負担割合（施設の性質別負担割合）}$$

$$\text{貸出単位あたりの原価} = 1\text{時間}1\text{m}^2\text{あたりの単価} \times \text{施設貸出面積} \times \text{貸出時間}$$

$$1\text{時間}1\text{m}^2\text{あたりの単価} = \text{原価} \div \text{総稼働時間面積}$$

$$\text{原価} = \text{人件費} + \text{施設維持管理費}$$

$$\text{総稼働時間面積} = \text{年間稼働日数} \times \text{稼働時間/日} \times \text{施設貸出面積}$$

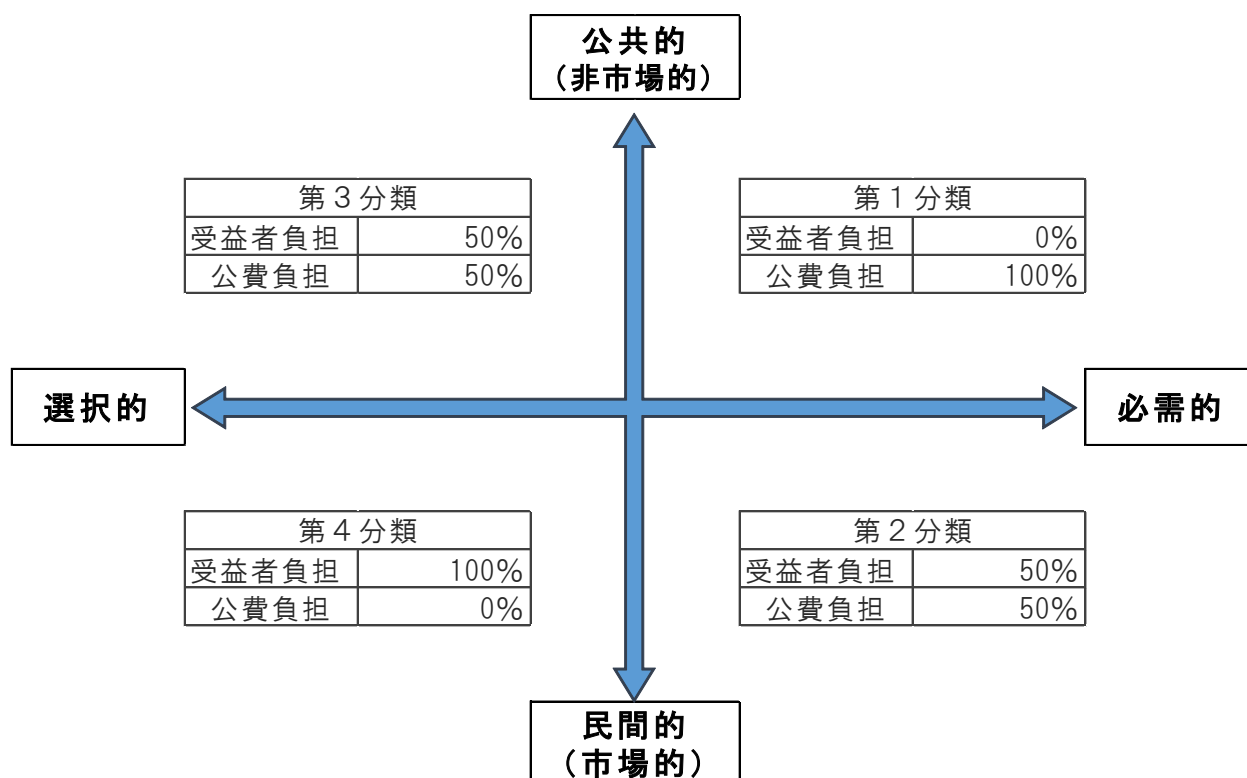
人件費 …… 施設維持管理に携わる職員の人件費【平成26年度決算】  
※退職給与引当金繰入額を除く

施設維持管理費… 施設維持管理に該当する決算額【平成26年度決算】  
見直し等に伴い必要となる追加経費【平成27年度以降経費】

### 3 受益者と行政の負担割合（施設の性質別負担割合）

市が提供している施設利用サービスは、道路や公園などの不特定多数が利用する日常生活に必要不可欠で民間(市場)では提供されにくいものから、宿泊施設などの特定の人が利用する民間でも提供されているサービスまで様々です。

このような中、使用料の設定において受益者に対して一律様な負担を求めることは公平性・公正性を損なうこととなります。そこで、各施設の性質を加味して下図のように分類することにより、受益者負担と公費(税金等)負担の割合を定め、より公平で公正な使用料を設定します。



分 類	サービスの性質
第1分類 (必需的・公共的)	日常生活には必要不可欠で、行政が提供するべきサービス
第2分類 (必需的・民間的)	日常生活には必要不可欠で、主として行政が提供するが民間にもあるサービス
第3分類 (選択的・公共的)	日常生活を快適にするもので個人によって必要性は異なるが、民間にはあまりないサービス
第4分類 (選択的・民間的)	日常生活を快適にするもので個人によって必要性は異なるが、民間にもあるサービス



# 施設の性質別分類

(※)：使用料見直し対象外施設

第3分類	
受益者負担	50%
公費負担	50%

**公共的  
(非市場的)**

第1分類	
受益者負担	0%
公費負担	100%

- 【行政施設】(※)  
防災センター、地域情報センター
- 【福祉施設】  
デイサービス施設(※)  
小規模授産施設(※)  
老人福祉センター  
布袋ふれあい会館(浴場)
- 【文教施設】  
公民館  
市民文化会館(大・小ホール)
- 【地域活動施設】  
布袋ふれあい会館(競技場・浴場除く)  
高齢者生きがい活動センター  
中央コミュニティ・センター  
学習等供用施設
- 【スポーツ施設】  
布袋ふれあい会館(競技場)  
市民体育会館(競技場)  
武道館  
屋外体育施設(テニスコート除く)  
学校開放施設  
(小中学校グラウンド、体育館)

- 【インフラ施設】(※)  
道路、公園
- 【行政施設】(※)  
市役所・支所、消防署
- 【文教施設】(※)  
小・中学校、図書館
- 【保健衛生施設】(※)  
保健センター、休日診療所、  
環境事業センター、配水場

**選択的**

**必需的**

- 【保養施設】  
すいとびあ江南
- 【スポーツ施設】  
木賀コミュニティ・プール  
市民体育会館(トレーニングルーム)  
屋外体育施設(テニスコート)  
夜間照明設備
- 【会議・研修室】  
すいとびあ江南(一般区分)  
市民文化会館(会議室等)  
市民体育会館(会議室、和室)
- 【その他】  
自転車等駐車場(※)

- 【福祉施設】(※)  
保育園、児童館、学童保育所、  
子育て支援センター
- 【文教施設】(※)  
放課後子ども教室、少年センター
- 【住宅関連施設】(※)  
市営住宅
- 【その他】  
学校給食センター(※)

第4分類	
受益者負担	100%
公費負担	0%

**民間的  
(市場的)**

第2分類	
受益者負担	50%
公費負担	50%

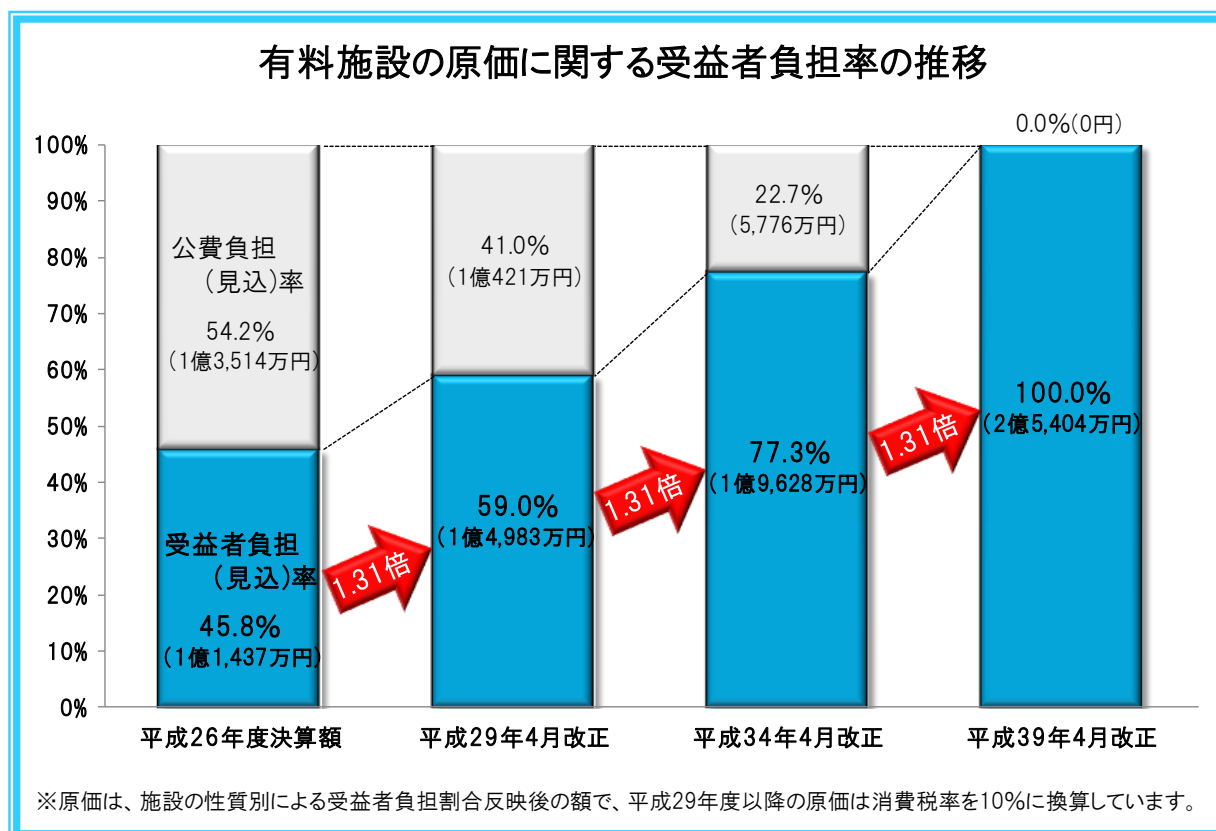
#### 4 料金改正の限度を設ける措置（激変緩和措置）

今後、多くの施設が耐用年数を迎えるにあたり、施設の大規模修繕等により公費（税金等）負担額の増加が予測され、市全体の事業に必要な経費を圧迫し、市民全体に不利益を及ぼすこととなります。

したがって、使用料徴収対象施設の耐用年数超過率<sup>※1</sup>が50%を超える平成43年度までには、受益者負担と公費（税金等）負担の完全な適正化を目指します。

そのため、5年ごとの見直しにより迎える平成39年4月の改正では、受益者に求めるべき負担率が100%となるよう、改正の上限倍率を設定します。

##### （1）有料施設 改正上限倍率 1.31倍



##### （2）無料施設

上記有料施設受益者負担率の推移から、無料施設は算定使用料の59%とします。ただし、激変緩和措置後の使用料が100円に満たない施設は、100円とします。

#### 5 減免・割増

既存の有料施設については、現行の減免・割増の規定を適用します。新たに有料化する施設については減免・割増の規定を適用しないこととします。

※1 耐用年数超過率は、使用料徴収対象施設のうち耐用年数超過施設の延べ床面積累計を比率で表したもの

## 第3章 手数料の見直し

### 1 見直しの対象

現在、手数料を徴収している各種証明発行等サービスに加え、手数料を徴収せずに特定の者に対して提供しているサービスとします。ただし、以下に該当する場合は見直し対象から除外します。

#### <対象外の項目>

- ①手数料の金額が法令等により定められているもの
- ②国、県等の基準に準じて定めているもの
- ③担当課の算定基準により定められているもの

### 2 算定方法

原則、下記の計算式によって手数料を算定します。

#### <原価に事業費を含む手数料の場合>

$$\text{手 数 料} = \text{原 価} \div \text{処 理 件 数}$$

$$\text{原 価} = \text{人 件 費} + \text{事 業 費}$$

#### <原価が人件費のみの手数料の場合>

$$\text{手 数 料} = \frac{\text{職員(管理職員除く)1人あたりの平均給与の時間単価}}{\text{事務処理にかかる時間数}} \times \text{事務処理にかかる時間数}$$

人件費 …… 事務処理に携わる職員の人件費【平成26年度決算】  
※退職給与引当金繰入額を除く

事業費 …… 事務処理に該当する業務活動の決算額【平成26年度決算】

### 3 料金改正の限度を設ける措置（激変緩和措置）

使用料の受益者負担と公費（税金等）負担の完全な適正化とする時期に併せて、改正の上限倍率を設定します。

改正上限倍率 1.50倍

